

相談専用電話(在住・在職・在学) 072・844・2431

祝日除く平日・朝9時30分～16時30分・無料

今も被害は出ています！

## マルチ商法にご注意を！

スマホのサイトで知り合った人物から、「アトピーや花粉症に良い。」というサプリメントを勧められている。会員になって人に勧めれば**マージン**も入ってくるという。

強く薦められたので、断りきれず販売員になれる会員として入会し、サプリメントの**購入契約**をしてしまった。

しかし契約書面もなく、話が本当かどうかもわからない。

**不安なので解約したいがどうすればいいのかわからない。**



### アドバイス

#### 1. マルチ商法(取引)とは！

マルチ取引とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を捜し、買い手が増えるごとに**マージン**が入る取引形態のことです。一般的に「連鎖販売取引」と呼ばれています。最近ではインターネットを利用して販売・勧誘も行われています。

マルチ商法で扱われる商品・サービスは、健康器具、化粧品、学習教材、出資など様々です。相談内容は解約・返金に関するものが多くなっています。

#### 2. 解約するためには？

契約書面の交付を受けた日、又は商品の実際の引渡しがあった日のいずれか遅い日から20日を経過するまではその契約のクーリングオフができます。また、クーリングオフ期間を経過した場合でも、将来に向け中途解約をすることができます。

何かありましたら、まずは落ち着いて消費生活センターへご相談ください。

困ったら  
ご相談を！

\*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。

## 最近寄せられた [相談事例]



### 身に覚えの無いメールに ご注意ください!

#### 【事例1】

「納税者の方へ。これはあなたが税務署に対し負債がある旨の通知です。この通知から14日以内に支払われなかった場合行政処置がとられる」とメールが届き、URLが記載されている。

#### 【事例2】

「配達員が注文された商品を配達するために電話で連絡したがつながらない。メールの添付を開いて郵便局にお問い合わせください。」というメールが届いた。

いずれも身に覚えが無いが、どうしたら良いか。

### アドバイス

◎悪質な事業者が根拠の無い事実を不特定多数に送信しているものです。あわてて記載のURLにアクセスしたり、連絡先に電話してはいけません。身に覚えのないメールは無視しましょう。

◎記載のURLにアクセスしてしまうと、メールアドレス等個人情報知られてしまう可能性があります。今後また不当請求のメールが届くおそれがあります。電話をしようとして、脅迫まがいのことを言われて料金等を請求されるおそれがあります。

◎「訴訟」「差し押さえ」「債務不履行」といったような言葉にひるんではいけません。裁判所からの正式な通知は、「特別送達」という方法で、郵便職員の手渡しで送られます。メールで訴状が届くことはありません。

◎このほかにも、「断水のお知らせ」として水道局を騙るメールや、「旅行予約完了のお知らせ」として旅行業者を騙るものもあり、様々な手口がありますので、身に覚えの無いメールについては注意が必要です。

◎身に覚えの無いメール等でご不安に思われた際は、一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

## 石油ストーブ等の給油による事故に注意!

石油ストーブ・石油ファンヒーターの給油タンクの蓋が十分にしまっていない場合、ストーブへのセット時に給油タンクから灯油がこぼれて火災が発生し、死亡に至る危険性があります。

### ポイント① 安全に給油する

- 蓋を閉じたこと、油漏れがないことを確認し、石油ストーブ等に戻す
- 給油時は暖房機を必ず消火し、火の気のないところで給油
- 2009年に国の安全基準が変更される以前に販売された製品の一部分は、給油タンクの給油口が確実に締めたことが確認しづらく、又、給油時自動消火機能がついていない場合があるので、古い製品は特に注意すること。

### ポイント② リコール品の確認

リコール対象製品は、消費者庁リコール情報サイト (<http://www.recall.go.jp/>) で確認できます。ご使用の製品がリコール対象製品の場合、直ちに使用を止め、製造者または販売店にお問い合わせください。